

Title	太平洋問題調査会(IPR)と朝鮮代表権問題： 朝鮮グループの脱退、一九二五 - 一九三一
Sub Title	A Sore Thumb Sticking up All through the IPR: Korean Delegation Problem at the IPR, 1925-1931
Author	片桐, 庸夫(Katagiri Nobuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1986
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.59, No.4 (1986. 4) ,p.45- 76
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19860428-0045">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19860428-0045</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 太平洋問題調査会（IPR）と朝鮮代表権問題

——朝鮮グループの脱退、一九二五—一九三一——

片 桐 庸 夫

## 問題の所在

第一章 朝鮮代表権問題の表面化

第二章 基本規約における朝鮮グループ

第三章 デイヴィスの斡旋

第四章 朝鮮グループの脱退

結論

## 問題の所在

一九二五年七月、太平洋のほぼ真中ホノルルに民間人有志の手によって太平洋問題調査会 (Institute of Pacific Relations: 以下IPRと略す) が設立された。<sup>(1)</sup>

IPRの設立に尽力した人士がその設立過程において慎重に考慮した点は、それが現実的であったか否かはここで

はさておくとして、IPRが政治の具と化すこと、すなわちIPRにおいて科学的客観的態度が失われ、各国グループや会員から各々の属する国家の政策を代弁したり、或いは弁護するといった党派的な意見や報告書が出される事態を極力回避することにあつた。それを実現すべく、IPRの理念の骨子として、まず第一次世界大戦を引き起こした「政府」への不信からIPRを純粹に民間の研究、討議機関とし、政府との間に一線を画すこと、そのために会員は民間人が個人の資格で参加すること、各国に設ける支部において常時太平洋地域の抱える諸問題を科学的客観的に調査研究し、問題の本質を見極めんとすること、日頃の実証的研究成果を持ち寄って、国際的な比較研究を行い、合わせて友誼を深めるため、およそ隔年に一度会議を開催すること、さらには、活動資金は民間からの寄付によることなどが意図されたのである。

ところで、設立者の意に反してIPRを政治化しかねない問題が当初から存在していた。それは、日本併合下の朝鮮のグループの参加是否、および参加の場合の地位をめぐる問題であつた。周知のように、一九〇五年九月四日の露講和条約締結の結果、日本は朝鮮を保護下に置くことが承認され、さらには、一九一〇年八月二日、日韓併合条約の締結をみた。以来、朝鮮においては国権の回復を意図する団体が数多く結成され、抗日独立運動を展開していた。そして、この運動は、アメリカのウッドロー・ウイルソン (Woodrow Wilson) 大統領が第一次世界大戦の講和条件の一つに民族自決主義を掲げたことに刺激され、一九一九年の三・一事件や一九二六年の六・一〇万歳事件を引き起こすまでに至っていたのである。<sup>(2)</sup>

そうした事情から、既に第一回ハワイ会議の開催以前から朝鮮の提起する問題は、その性質上、IPRの存立基盤を揺がしかねない波紋を投げかけていた。IPRにとって朝鮮問題は、スタンフォード大学総長でIPR中央事務局理事長レイ・L・ウイルバー (Ray L. Wilbur) の言を借りるならば、まさに「喉元に刺さった骨」<sup>(3)</sup> (a sore thumb sticking up all through the Institute) であつたのである。

本稿の目的は、まず一九二五年七月の第一回ハワイ会議開催前の朝鮮グループによる独立の要求や日本の朝鮮統治批判が行われるとの誤った情報によって朝鮮問題が表面化してから、一九二七年七月の第二回ハワイ会議におけるIPRの基本規約制定によって朝鮮グループが一九二九年一〇月の第三回京都會議から独立の代表団の派遣が困難となり、遂には一九三一年一〇月の第四回上海會議への参加を断念せざるをえなくなるまでの経緯を分析の対象とし、本問題をめぐる朝鮮グループの基本姿勢や要求、それに対する日本やアメリカ本土両グループ、中央理事会の対応などについて分析し、朝鮮代表権問題の本質を説明することにある。そして最後に、同問題が提起した問題、すなわちIPRの理念と現実の政治問題とのかかわりの在り方について考察することを意図している。

- (1) IPR設立の経緯、目的などについては、片桐庸夫「太平洋問題調査会の軌跡―その設立経緯、目的、組織を中心として―」『群馬県立女子大学紀要』第三号、一九八三年三月を参照されたい。
- (2) 日韓併合および朝鮮の独立運動については、外務省編『小村外交史』（一九五三年、紅谷書店）、山辺健太郎『日韓併合小史』（一九六三年、岩波書店）、英修道・入江啓四郎『朝鮮・中国の民族運動と国際環境』（一九六七年、蔽南堂）、趙芝薫（樗村秀樹、加藤晴子訳）『韓国民族運動史』（一九七五年、高麗書林）、坪江汕二『改訂増補・朝鮮民族独立運動秘史』（一九七九年、蔽南堂）などを参照されたい。
- (3) *AN INSIDE STORY OF THE INSTITUTE.* (unpublished and undated manuscript, Institute of Pacific Relations Document Collection, University of Hawaii Archives in Shinelair Library, University of Hawaii).

## 第一章 朝鮮代表権問題の表面化

### 1

第一回ハワイ會議に参加するため、一九二五年六月三〇日にアメリカ本土、カナダの両グループ一行がホノルルに

到着した。興味深いことに、その中に一人の日本人が含まれていた。彼は、アメリカ視察旅行の後、日本グループとホノルルで合流すべく、アメリカ本土グループに同行してハワイを訪れたのである。彼によって日本グループにもたらされた情報は、アメリカ本土グループがフィラデルフィアに在住し、過激な朝鮮系アメリカ人として知られるフィリップ・ジェイソン (Philip Jaisohn: 旧名徐載弼) を日本グループを困らせる目的で特別に同行させるというものであった。<sup>(1)</sup>

また、フィリピンのコンラド・ベニテズ (Conrad Bantez) が、日本グループの一員に対して、アメリカ本土グループはフィリピンにおいて独立反対論者として知られる D・R・ウイリアムズ (D. R. Williams) をフィリピン・グループの一員に加え、独立論者である私の口封じを行わせようとしていると語った。<sup>(2)</sup>

日本グループは、日本人会員の誤った情報とベニテズの語ったことから、アメリカ本土グループや中央事務局中枢の人々が、一方では過激なジェイソンを同行させて、会議の席上において日本の朝鮮統治批判や朝鮮独立の要求を行わせ、他方ではウイリアムズをフィリピン・グループの一員に加え、ベニテズの口封じを行わんとしていると確信するようになったのである。日本グループにしてみれば、朝鮮から第一回ハワイ会議に代表団が出席することは、彼らが国際的な場において日本の朝鮮統治批判および独立の要求を行うのではないかとの先入観にとらわれていただけに、不注意にもそのような確信を抱くことになってしまったといえる。

中央事務局幹事長のメール・J・デイヴィス (Merle J. Davis) は、それとの関連で、「日本の代表的キリスト教徒は、その中の数人は二〇年来の友人であるにもかかわらず、私がかつて耳にしたことがない程の辛辣な日本語でアメリカ側を批判した。……日本グループの中の保守的指導者の一人は、もし朝鮮代表が日本の朝鮮統治に悪影響を及ぼすような方法で日本に関する発言を許されるならば、私は IPR を脱会するつもりである。他の日本人も同様であろう」と語ったと述べている。それは、日本の代表達が本問題について如何に神経質になっていたかを示すものである。<sup>(3)</sup>

ところで、別の角度から朝鮮グループの参加に懸念を抱くグループも存在した。それは、アメリカ本土グループ中のいわゆるウイリアムズタウン・グループである。彼らは、朝鮮から代表が参加した場合に予想される、(一)日本グループの不参加、(二)日米関係に好ましくない影響を及ぼすことを案ずる国務省とIPRとの間の不和、(三)IPRのプロジェクトそのものの崩壊という三つの懸念から、朝鮮グループの参加それ自体に反対したのである。<sup>(4)</sup>

第一回ハワイ会議開催前の朝鮮グループの参加をめぐる状況は、以上のようなものであった。中央事務局幹事長のデイヴィスをして、会議は「非常にはりつめ、緊張した空気の中で開会を迎えることになった。……われわれの中の数名は、数時間の内に何かが起こるかも知れないと非常に不安であった」と語らせる程、会議開催前の空気は緊迫するに至ったのである。

## 2

第一回ハワイ会議は、波乱含みの中で七月一日に会期の幕を開けることになった。第一日目のプログラムには、まず参加各グループの代表による各々の基本姿勢を示す開会演説（Opening Address）が組まれていた。その中で、朝鮮グループの申興雨<sup>(6)</sup>が如何なる内容の演説を行うのか、すなわち、冒頭から日本の朝鮮統治批判、独立要求を正面に据えた演説を行い、日本グループの立場を不利にし、同時に、それによってIPRの設立に尽力した人士の理想が早くも踏みじられ、IPRの存在そのものが危殆に瀕する事態に至るのかが注目されたのである。日本の代表達も、静かに、だが強い関心を持って彼の演説に聞きいっていたのである。<sup>(7)</sup>

午後二時から始まった「朝鮮より見たる太平洋問題」と題された申興雨の開会演説は、次のようなものであった。<sup>(8)</sup>

プロテスタントが朝鮮に布教されだしてから僅か四〇年にしかならないが、今では五〇人に一人はキリスト教徒である。

朝鮮の教育制度もすべて行政方針と同様に朝鮮人を日本人化する「同化政策」の上に樹てられており、この同化政策ほど朝鮮

の歴史や文化を無視し、朝鮮の個性を傷つけるものはない。吾々の希望する教育方針は、個人の人格と民族の特質を助長発達せしめて、以て世界の福祉のために寄与する方針である。この方針を促進させるために朝鮮人が生れながらにして持っている母国語で教育してくれることである。

朝鮮の産業については、朝鮮銀行は朝鮮における唯一の紙幣発行銀行であるが、同銀行の設立当初の目的が満鮮に發展せんとする日本人の金融たらしめるにあった。このことは、少なくとも朝鮮人が大規模の工業をおこし、また外国と通商上大計画をたてるという目的のためには十分の資金を得ることは不可能であるということを物語っている。

朝鮮の農業に関しては、日露戦争後、日本は過剰人口の解決策として満鮮に日本人の移住を奨励するため日韓両政府共同で東洋拓殖会社を組織し、朝鮮政府はその組織の負担として官有地を提供した。もちろん利益の分配は当初の了解であった。ところが、日韓併合後は、この会社が進んで日本人によって支配されるようになった。そして、この会社は、多数の移民を日本から輸入して旅費を提供し農業資金を貸す等の便宜を与え、こうした移民が日本から到着すると一定の土地を与えた。その土地と住家にはその日まで朝鮮人の細農一家が耕していたのである。朝鮮の農民は土地を売って国を出る以外に道は残されていない。この如き事柄の進行を少なくとも差別的でなきものにしたいたいということが吾々の問題である。

申興雨の右演説は、フィリピンのベニテズが一九一六年のジョーンズ法を盾にアメリカに対して単刀直入に独立を要求したのと比較してはもちろん、<sup>(10)</sup>彼が締めくくりとして差別の廃止を主張するにとどめ、「独立」に言及しなかったことにも示されるように、IPRの理念や周囲の状況を考慮に入れた自制的かつ威厳にみちたものであった。ドイツは、申興雨の演説との関連で次のように述べている。すなわち、「初日の夜、日本の指導者は私に『吾々のグループはIPRに提出すべく朝鮮グループの参加についての最後通牒を用意していた。しかしながら、各々の開会演説を聞くうちに自分が恥しくなり、同通牒の提出を断念した』と語った。このように、IPRは道義的、精神的勝利のうちに誕生したのである」<sup>(11)</sup>と。

こうして、申興雨の冷静かつ自制的態度によって、最初の難局は回避されるかに思われた。しかし、同日夜、昼に

行われた各開会演説をめぐる質疑が交され、そこで問題が再燃した。すなわち、ジェイソンが立上がり、挑戦的態度で、申氏のステートメントは朝鮮人の有する多くの苦痛不満に言及していた。これらの事実に基づいて、公正な論議の開かれることを望む旨の要求を掲げたのである。<sup>(12)</sup>

日本側からは頭本元貞が答弁に立ち、次のように日本側の事情説明を試みている。<sup>(13)</sup>

日本は今日、朝鮮人の取扱に就て、從來何等の過失を犯さずとは言つて居らず、又言ふ考へでもない……日本は、人種言語等に於て朝鮮と接近して居るのみならず、地理的にも頗る接近して居るので、他國が朝鮮を統治したり領有するのを到底坐視して居る事は出来ない。日本は、外交問題のみは之を指導しつゝ朝鮮に自治を与えようと云ふ事を考へても居る。……ジェイソン博士は現に三十年間朝鮮を去られて、同地の実情にはむしろ遠い仁である。……私は同博士が親しく朝鮮に行つて其の現状を調査せらるることを希望し、この事が叶へば出来るだけの事を盡して御便宜を計ると申し上げて置きたい。

頭本は、ジェイソンが挑戦的態度で臨んだにもかかわらず、終始冷静さを失うことなく、また内容的にも日本の朝鮮政策について柔軟かつ明解な説明を行った。それ故、頭本の答弁は「彼自身と日本の面目をほどこすもの」<sup>(14)</sup>との評価を得ることができたのである。

3

第一回ハワイ会議も日程を半ば消化した段階で、朝鮮グループの代表権問題が再び表面化することになった。その発端は、会員の間に於いて次第にIPRの有意義さが認められるようになり、その恒久化を求める声が高まったことを受け、同問題検討のために永続的組織委員会の設置が決められたのであるが、その構成メンバーの中に朝鮮グループのメンバーが含まれる予定になかったことにある。

本問題について、朝鮮グループは、自分達は最初からのIPRの構成メンバーである。従つて、当然のことながら



IPRのすべての活動に参加する権利を有するとの主張を行った。<sup>(15)</sup> それに対して、日本、アメリカ本土両グループの一部から示された見解は、永続的組織委員会の構成メンバーは独立国の会員に限られるべきで、朝鮮グループの代表の同委員会への参加には反対であるというものであった。<sup>(16)</sup>

IPRにおいては、その設立準備段階から関与し、要職にある日本、アメリカ本土両グループのような独立国のグループと、朝鮮、フィリピンのような地方グループとは同等の地位にあると見做されておらず、現実には同等には扱われていなかった。従って、最初からの構成メンバーであることを根拠に、IPRのすべての活動に参加する権利を有するという朝鮮グループの主張は、ただちに賛同を得るといふ訳にはいかなかったのである。本問題に関しては、朝鮮グループと同じ立場にあるフィリピン・グループすら、朝鮮グループの主張に共鳴しなかった程である。全体として、朝鮮グループの主張には、やや背伸びしすぎた嫌疑があると評価されていたとみることができよう。

中央事務局において、数回にわたって本問題の取扱いについての検討会議が開かれた結果、永続的組織委員会には、日本グループもしくは朝鮮グループのいずれかのメンバーが出席しないということに話が煮つめられた。<sup>(17)</sup> その場合には、答は一つしかありえなかった。本検討会議は、その代償として、朝鮮グループが自らの要求を永続的組織委員会に提出することを認めることとし、その条件で朝鮮グループが納得するよう説得することになったのである。

しかしながら、それによって果して朝鮮グループの納得を得られたか否かは疑問である。ただ、IPRにとって幸運であったのは、日本グループ中のリベラル派から、永続的組織委員会において朝鮮グループのメンバーを独立のメンバーと見做さないとの諒解が成立し、その諒解に従って朝鮮グループのメンバーが同委員会に出席する場合に限り、それを喜んで承認する旨の申し出がなされたことである。その申し出は、朝鮮グループの歓迎するところとなり、会場の緊張はひとまず和らげられることになった。<sup>(18)</sup>

第一回ハワイ会議における朝鮮代表権問題は、こうした経緯から一息入れることになった。そのことは、第一回ハ

ワイ会議を予想以上の成功と評価し、IPRの意義を認め、それを恒久化せんと動きに好ましい影響を与えたのである。

- (1) *AN INSIDE STORY OF THE INSTITUTE.*
- (2) *Ibid.*
- (3) *Ibid.*
- (4) *Ibid.*
- (5) *Ibid.*
- (6) 彼は、朝鮮YMCA総主事の任であった。
- (7) *AN INSIDE STORY OF THE INSTITUTE.*
- (8) 申與雨の開会演説については、『各国の立場より見たる太平洋問題』に関する諸団体代表の『ステートメント』、澤柳政太郎編『太平洋の諸問題』（一九二六年、太平洋問題調査会）、一三三—一三八ページ参照のこと。Hugh Cynn, "Opening Statement" *Addresses and Papers on Institute of Pacific Relations, 1st Conference, Honolulu, 1925*, (Honolulu, 1925), (hereafter cited as *Institute of Pacific Relations 1925*) vol. 1, pp. 65-67.
- (9) ジョーンズ法は、正式には「フィリピン島民の政治的地位に対するアメリカ国民の意向を宣言し、フィリピンに対する自治制度の促進を宣言するための法令」という。その趣旨は、次の三点である。(イ)米西戦争を領土拡張のための征服戦争とすることは、アメリカ国民の意志ではなかった。(ロ)フィリピンに安定した政府が樹立され次第、その主権を撤退し、フィリピンの独立を認めることがアメリカ国民の意向であった。現在もそれに変わりはない。(ハ)本目的を促進するため、アメリカ国民の権利と抵触しない限り、出来るだけ島民に内政の自由を与えるべきである。本法については、コンラッド・ベニテズ「フィリピンより見たる太平洋問題」、澤柳、前掲書、一五三—一五七ページ参照。Conrado Benitez, "Opening Statement" *Institute of Pacific Relations 1925*, vol. 1, pp. 72-76.
- (10) ハニテズの開会演説については、同右書、一四九—一五七ページ参照のこと。 *Ibid.*, pp. 72-76.
- (11) *AN INSIDE STORY OF THE INSTITUTE.*
- (12) レイ・L・ウイルバー『太平洋諸国の立場より見たる太平洋国際問題』の討議、澤柳、前掲書、三〇—三三ページ参照。
- (13) 同右書、三〇—三三ページ。

(14) AN INSIDE STORY OF THE INSTITUTE.

(15) *Ibid.*

(16) *Ibid.*

(17) *Ibid.*

(18) それについて、デイヴィスは、IPRを支えていると思われる目に見えない力によって、またもや行詰まりが切り抜かれた<sup>1)</sup>と語っている。*Ibid.*

第一回ハワイ会議に出席した朝鮮の一愛国主義者は、帰国後、次のように書いている。「私は、初めて朝鮮の独立問題に同情的な日本人や社会的に大きな影響力を持った人々の存在を知った。ホノルルにおいて、私は自分の政治、経済、社会問題についての自由主義的見解と同様の見解を有する日本の代表達と友情関係を持つこともできた。これらの人々は無名の人々でなく、彼らの中の数名は東京帝国大学の教授である。これは、私にとって非常に意義深い経験であり、わが国の将来に新しい希望を抱かせるものである。」*Letter of June 12, 1926 from Edward C. Carter to Jerome D. Greene (Rare Book and Manuscript Library in Butler Library, Columbia University).*

右のデイヴィスの言、そして朝鮮の一愛国主義者の書き残したものは、ともにIPRの存在意義を示す好例といえよう。

## 第二章 基本規約における朝鮮グループ

1

第一回ハワイ会議においてIPRを永続的組織とすることが満場一致で決議され、その組織化作業が進められた。<sup>(1)</sup>とりわけ、IPRの基本規約制定という最も重要な問題は、第一回ハワイ会議以降も課題として残され、一九二七年七月の第二回ハワイ会議開催の数カ月前から、中央執行委員会、規約起草委員会を中心に基本規約草案の作成作業が行われていた。<sup>(2)</sup>その成果は、七月二〇日にIPR基本規約案という形で中央理事会に提出された。

規約案の中で朝鮮グループの地位を確定する問題は、第三条第三項で扱われていた。それは、既に国内理事会、またはこれに準ずる団体の組織にされている国から一定の領土的、または人種的団体（例、ハワイ、朝鮮、フィリピン）がIPRの会議に参加する場合には、それらグループの属する国家の国内理事会の同意を要件とすることをうたうものであった。つまり、朝鮮グループにしてみれば、基本規約が正式制定をみた暁にはIPRの会議参加のためには、日本グループの同意を得ることが必要になる訳である。従って、朝鮮グループは、規約案に対して次のような強い不満を抱いたのである。<sup>(3)</sup>

加盟会員団体ノ単位ヲ政権国（主権国）トスル条項ヲ記入スルコトナリタルヲ以テ朝鮮ノ代表ハ加盟団体ノ単位ヲ政権国トスルコトハ本会議ノ発起人ニシテ創立ニ努メタル朝鮮人会員ヲ無視スルモノナルヲ以テ会議ノ目的ヲ変更セザル限リ故ラニ単位ヲ政権国ニ限ルノ要ナク憲章第三条第二項ニ「主権国」トアルヲ Country ニ改正シ朝鮮会員モ憲章ヲ批准シ評議員会（中央理事会を指す…筆者註）ニモ参加セシムルヲ当然ナリト抗議シタルガ同月二十九日単位ヲ主権国ニアラザル民族モ直接連絡ヲ取り単独団体トシテ大会ニ参加スベキ会員権アリトノ条項入ルコトナレリ之ニ対シ朝鮮代表ハ尚モ抗議セントシタルガ時日ノ関係上其ノ儘トナリ閉会シタリ

しかしながら、地方支部の朝鮮グループは、肝心の中央理事会への出席が認められていないことから、修正要求を行方にしても、それには限界があった。規約案は、中央理事会において多少の修正が加えられた後、第二回ハワイ会議の最終日である七月二十九日の中央理事会席上にてオーストラリア、カナダ、中国、日本、ニュージーランド、そしてアメリカ本土の各首席代表によって承認され、署名された。かくて、全文一条から成るIPR基本規約は、正式に制定されたのである。<sup>(4)</sup>

2

ところで、IPR基本規約に第三条第三項が盛り込まれたのは、アメリカ本土グループに次ぐ地位を占める日本グ

ループの参加断念といった事態を回避するために、日本グループからの強い要請をIPRが考慮に入れた所産であると推測される。

その具体例としては、デイヴィスが一九二六年にわが国にIPRの支部（日本太平洋問題調査会）を設立する目的で来日した時の日本グループの対応があげられる。デイヴィスは、まず四月六日、銀行クラブにおける日本IPR執行部の正式任命<sup>(7)</sup>、および同会則の正式決定に立会い、四月一五日には、同じく銀行クラブにおける日本IPRの会員選抜方法や一九二六年度予算二五、〇〇〇円の承認にも立会った。その席上において、イギリスからの代表団を次回会議から参加するよう招請すべきこと、次回会議は一九二七年七月に開催すべきことといった幾つかの勧告がなされた。そして、それらの中の一つに、独立単位としての朝鮮グループの参加は不必要と考えられるとの一項も含まれていたのである。<sup>(7)</sup> 原覚天教授は、IPR基本規約中の会員資格が一国一団体主義と規定されたが、「それは朝鮮の代表権をめぐっての問題があり、日本側の強い要請からそのことが決められたといわれている」と述べているが、日本グループの右にみた動きから鑑みるに、それは十分にありうることである。

会員の資格については、ハワイ・グループからは異論が出されなかった。しかし、アメリカの植民地下にあって独立の要求を行っているフィリピンと、日本に併合された朝鮮の両グループからは、強い反発があった。ただし、フィリピン・グループの場合には、不満は強いながらも、ともかくはジョーンズ法によって将来の独立を約束され、一定の自治が認められていたことから、一九二九年一〇月の第三回京都會議までには基本規約を受け入れ、同規約第三条第三項でいう自治国としての地位を要求する姿勢へと変化した。<sup>(9)</sup> それに対して、朝鮮グループの場合には、一九二七年六月二日に申興雨がホノルルのパシフィック・クラブで開かれた中央理事会宛て電報の中において、朝鮮は日本とは別の集団として参加することにならうと伝えているように、あくまでも独立団体としての参加を要求するとの姿勢を変える意志はなかった。<sup>(10)</sup>

第二回ハワイ会議は、一九二七年七月一五日から二週間にわたって開催された。朝鮮グループは、金活蘭（京城梨花専門学校教頭）、俞億兼（京城延禧專門学校法科教授）、そして白寛珠（広文社社長）の三名をホノルルに派遣した。彼の第二回ハワイ会議に臨む基本姿勢は、第一回ハワイ会議の場合のそれと同様に自制的であった。金活蘭は、七月一六日午後の開会演説において、道徳的標準が総ての根本でなければならぬことを力説し、さらに朝鮮における産業の進展と、その背後で苦しむ農民の窮迫状態などを訴え、最後に、結局朝鮮の発達は太平洋諸国総ての幸福を意味するとの視点から、相互協力の必要性を力説したのである。<sup>(11)</sup>

また、翌一七日夜七時三〇分から開始された各代表による各グループの理想や希望に関する一五分演説において、俞億兼（金活蘭代読）は、「朝鮮の希望を一言にして云ひ表すならば、それは朝鮮の文化及文明に於ける個性を回復することである。……要するに、自国の文明の發達を計り、外国文明を同化することによってのみ朝鮮の個性の恢復は期し得られる。而して吾々のこの要望はこのインスチチュートの理想と完全に調和するものと信ずる」と語った。<sup>(12)</sup>

金活蘭、俞億兼の演説は、ともに理性的かつ自制的であった。とりわけ俞億兼のそれは、会場において朝鮮に対する強い同情を喚起したとのことである。<sup>(13)</sup>それは、また、一五分演説においてフィリピンのニコラス・デイゾン (Nicholas Dixon) が徹頭徹尾アメリカからの独立問題を論じたのと極めて対照的であった。<sup>(14)</sup>

しかしながら、既に見たように、第二回ハワイ会議の最終日に開かれた中央理事会において、理事全員の賛成をもって国家を単位とするIPR基本規約への署名が行われた。それによって、一九二九年の第三回京都会議から朝鮮グループは独立団体としての参加が困難な状況に立ち至ったのである。

(1) IPRの組織過程については、片桐、前掲書を参照されたい。

- (2) 規約起草委員会の構成員は、アーサー・カリイ、ジェローム・D・グリーン、洪業、高柳賢三、デイヴィスの五名である。本件については、片桐、同右書、一〇五ページ参照のこと。
- (3) 一九二九年一月八日付朝鮮総督府警務局長発拓務省朝鮮部長、外務省アジア局長、内務省警保局長、関東庁警務局長、警視総監他宛電信朝保秘第一九七一号「太平洋会議ト朝鮮代表問題ニ関スル件」(外務省記録「太平洋問題調査会関係一件」第三巻)。
- (4) I P R基本規約は、井上準之助編『太平洋の諸問題』(一九二七年、日本評論社 六一―六六ページ)に所収されている。また、その要点の解説は、高柳賢三「太平洋問題調査会の基本規約」、同右書、五七―六一ページを参照のこと。
- (5) デイヴィスは、第一回ハワイ会議終了後、各国支部設立協議のためオーストラリア、カナダ、中国、日本、ニュージーランド、アメリカを歴訪した。日本へは、一九二七年の春に訪れている。
- (6) この時、日本I P R理事長に井上準之助が就任した。
- (7) *REPORT ON JAPAN VISIT of J. M. Davis to R. L. Wilbur from S. S. Tamashiro Maru, China Sea, May 11th, 1926* (Rare Book and Manuscript Library).
- (8) 原覚天「太平洋問題調査会のアジア研究と日本」、『アジア経済』一九七八年四月号(第一九卷四号)、七二―八二頁。なお、本論文は、原覚天『現代アジア研究成立史論―満鉄調査部・東亜研究所・I P Rの研究―』(一九八四年、勁草書房)に所収されている。
- (9) フォーリン・グループは、一九三一年の上海会議において自治国としての参加が承認された。本問題については、前田多門「中央理事会議事報告」那須皓編『上海に於ける太平洋会議』(一九三二年、太平洋問題調査会)、三五―三六ページ参照のこと。
- (10) *MINUTE, Meeting of the Central Executive Committee, INSTITUTE OF PACIFIC RELATIONS, June 2, 1927* . - 12: 15 - 1:45 p. m. Pacific Club, Honolulu (University of Hawaii Archives).
- (11) 青木節一「開会当初に於ける各国代表の声明及び希望の概要」、井上「前掲書」八八―九二頁参照。Helen K. Kim, "PACIFIC RELATIONS FROM THE VIEWPOINT OF THE KOREAN GROUP" *Addresses and Papers on Institute of Pacific Relations, 2nd Conference, Honolulu 1927*, (Honolulu, 1927), (hereafter cited as *Institute of Pacific Relations 1927*) vol. 1, pp. 57-61.
- (12) 同右書「九九―一〇〇頁」。Uek Kyum Yu, "ASPIRATIONS AND IDEALS OF THE KOREAN PEOPLE"

*Institute of Pacific Relations 1927*, vol. 1, pp. 106-108.

(13) 同右書、一〇〇ニイシ参照。

(14) 同右書、一〇一一〇ニイシ参照。Nicolas Dizon, "THE ASPIRATIONS OF THE FILIPINO PEOPLE"  
*Institute of Pacific Relations 1927*, vol. 1, pp. 114-123.

### 第三章 デイヴィスの斡旋

#### 1

第二回ハワイ会議において基本規約が採択されたにもかかわらず、朝鮮グループに比較的同情を寄せ、同時に「喉元の骨」を取除く方途を模索していたデイヴィスの立場は、微妙であつた。<sup>(1)</sup>彼は、一九二八年九月二六日、IPRにおける中心的人物ウイルバーとカーターに書簡を送り、彼の第三条第三項に関する考えを伝え、両者の理解と支持を得んとしたのである。その書簡の趣旨は、条文を文字通りに解釈すれば、中央理事会と中央事務局は、日本、アメリカ本土両グループの同意を得、その上で朝鮮、フィリピンの両地方グループとIPR会議への参加問題について直接交渉に入れるというものであつた。<sup>(2)</sup>彼は、この解釈に基づいて積極的に朝鮮代表権問題の解決に努力しようとしたのである。

デイヴィスの意図した本問題解決のシナリオは、まず中央理事会、もしくは中央事務局がアメリカ本土グループからフィリピン・グループと直接交渉に入る旨の同意を得、その上で直接交渉によりフィリピン・グループと一九二九年の第三回京都会議への参加問題の処理を行う。それによって、フィリピン・グループは自由意志による第三回京都会議への参加が可能となる。そうした実績、もしくは先例を作った上で、日本グループに対して朝鮮グループと直接



交渉に入るための同意を求めるといふ手順からなっていた。<sup>(3)</sup>

デイヴィスは、右のシナリオを構想した理由として次の二点を挙げている。<sup>(4)</sup>

(一)、アメリカ本土グループを通じて間接的に第三回京都会議への参加問題についてフィリピン・グループと交渉するよりも、中央理事会や中央事務局が直接フィリピン・グループと交渉する方が同グループにIPR会議への関心や協力の姿勢を強めさせることができること。

(二)、アメリカ本土グループがフィリピン・グループを寛大に扱うことは、日本グループに対して朝鮮グループをリベラルに扱わせるよう刺激を与えることになること。それは、また、日本グループに対してアメリカ本土グループと同様の態度をとりやすくさせることができること。

こうしたデイヴィスのシナリオ実現のためには、まずアメリカ本土グループが彼の考えを支持することが前提として求められた。そうした理由から、彼はカーターとウイルバーに既述の書簡を送り、両者の理解と支持を求めたのである。彼は、カーターとウイルバー、とりわけウイルバーの理解と支持を速かに得ることができ、その影響力によって短期間のうちに具体的成果を手にする<sup>(5)</sup>ことができたのである。その成果とは、一九二八年一月四日のアメリカ本土グループ年次総会において、同グループが中央理事会と中央事務局に対し第三回京都会議への参加問題についてフィリピン・グループと直接交渉に入る<sup>(6)</sup>ことへの同意を与える旨の決定を行ったことである。

フィリピン・グループに関して右の成果を手にしたデイヴィスは、翌一二月にそれまで地方グループであったハワイ・グループを基本規約第三条第三項に則り、一支部という形でアメリカ本土グループに組入れることを意図した。<sup>(6)</sup>

そして、これは問題がないため順調にことが運ばれたのであるが、アメリカ本土グループでの審議を経た後、彼の意に沿う形で一九二九年二月一日の幹部会<sup>(7)</sup> (Executive Committee)において正式にハワイ・グループをアメリカ本土グループの一支部にする<sup>(7)</sup>との決定を得ることができたのである。(この段階からアメリカ本土グループをアメリカ・グループという。)

デイヴィスの描いたシナリオは、フィリピン、ハワイ両グループに関しての実績、換言すれば既成事実が作られたことによって、彼本来の目的を実現すべく一歩前進したといえる。

2

日本グループは、デイヴィスの基本規約第三条第三項の解釈やシナリオに対して如何なる対応を示したのであるろうか。

主要メンバーの一人、高木八尺は、デイヴィスに対し、基本規約の制定以降IPR会議に朝鮮グループが直接代表を派遣することは当然である、と述べている。<sup>(8)</sup>この発言から、高木の場合には、デイヴィスと同様の考えを抱いていたことが理解できる。それに対して斉藤惣一は、当初の基本規約第三条第三項の解釈に基づいて、日本グループが朝鮮グループからの同意請求を待っていると語り、さらに次回の中央委員会（Pacific Council）において会員の資格を国家という政治的単位から人種単位に変更するよう求めた。斉藤には、それ以外に本問題の解決方法がないと考えられたのである。<sup>(9)</sup>日本側の本問題に対する立場は、右の高木、斉藤兩名に示されるように、一律的なものではなかった。この段階で、デイヴィスは、自らのシナリオをさらに進めるためには朝鮮代表権問題に対する彼の基本姿勢を朝鮮グループに伝えておく方がよいと判断に基づいて、一九二九年九月一七日に申興雨宛てに次の書簡を送っている。<sup>(10)</sup>

朝鮮の会員にはIPR会議への参加に関して、(一)日本グループの一員として、(二)基本規約第三条第三項の規定に従い、異なる人種または地域団体として、のいずれかの形で参加する権利を有する。日本グループは、中央理事会や中央事務局が朝鮮グループと第三回京都会議への参加問題について直接交渉することに同意している。しかし、中央理事会や中央事務局が直接交渉に入るためには、朝鮮グループが現行の基本規約を承認し、受け入れることが前提として必要である。朝鮮グループは基本規約の改定を要求しているが、改定要求の権利は中央理事会の会員にしか与えられていない。私は、奈良にて開催される中央理事会に規約改定問題を上呈する意向である。われわれは、IPRと同様、現行の基本規約もこれまでのところ満足できるものと考えてい

る。……私は、朝鮮グループの会員に京都で会見し、個人的に基本規約の改定やその他の問題について話し合えることを願っている。

右書簡からも明らかのように、デイヴィスは、現行の基本規約の枠の中で如何に朝鮮グループの参加問題を解決するかを考え、シナリオを描き、それを実現すべく努力していた。彼が日本グループからの同意を取りつけることができた段階で、シナリオをさらに進めるためには、朝鮮グループが現行の基本規約を承認し、受け入れることが是非とも必要であった。

3

デイヴィスの描いたシナリオに対して、朝鮮グループは如何なる対応や姿勢の変化を示したのであろうか。結論からいえば、同グループは、「政治的意味ヲ離レタル此ノ種國際會議ハ……会ノ性質上当然朝鮮人ニ対シテ代表参加ノ資格ヲ与フベキモノナリトノ見地ヨリ民族グループヲ当然ニ認ムルヤウ憲章改正方ヲ要求」<sup>(1)</sup>するとの基本姿勢を変えようとはしなかった。

デイヴィスの書簡に対する朝鮮グループの態度は、右の基本姿勢に基づいて一〇月一九日付の尹致昊、金活蘭、俞億兼、白寛洙、宋秉峻の五名連記による同月二五日開催予定の中央理事会宛て書簡という形で示された。それは、次の通りである。<sup>(2)</sup>

奈良に於て開かるる中央理事会御中

一九二七年太平洋會議参加の朝鮮代員より、中央理事会に提出せる覚書中に於て「独立国」なる文字に代ふるに「地域」なる文字を使用する事とし、是に依つて中央理事会の一会員たるの資格を得る申出をなしたのであるが、是と同様なる目的を以て、吾等は中央事務局に向け打電し、基本規約第三章第二項の「自治団」なる文字の後に「民族的団体」なる文字の挿入方を要請し

たのである。

：吾等は本調査会が、太平洋に於ける国際連盟たることを目的としないと声明されたことを、幾度か聞いて居るのである。本調査会は太平洋沿岸各国間の相互諒解を促進し、その実情研究を目的とする非政治的団体たる性質を保持せんとして居るものではないか。若し然りとせば、会員資格決定に対して技巧的標準を設くる理由があるろうか。……

右書簡に示されるように、朝鮮グループの回答は、同グループが日本グループの同意を得てIPRの会議に参加することも、或いは中央理事会や中央事務局が日本グループの同意を得た上で朝鮮グループと直接交渉することも拒否したのである。朝鮮グループは、いずれの形式にせよ同意を必要とすることを潔しとせず、第一、二回ハワイ会議の時にように独立団体の資格でIPR会議に参加できるよう基本規約の改定を要求した。そして、それが受け入れられない場合には、第三回京都會議への不参加も止むを得ないとしたのである。

そうした朝鮮グループの姿勢は、当然のことながら、中央理事会、中央事務局そしてアメリカ・グループの期待に沿うものではなかった。デイヴィスは、「朝鮮の参加問題のすべては、最終的には朝鮮人自身によって決せられつつある」と述べているが、彼にしてみれば正にそういった印象を拭い去ることができなかったものと思われる。

(1) デイヴィスは、従来からアメリカ本土グループによるフィリピン・グループの取り扱い方が日本グループの朝鮮グループに対する態度に直接影響を及ぼすと考え、アメリカ本土グループに対してフィリピン・グループを寛容に扱うよう求めていた。本件については、*Letter of January 7, 1927 from Davis to Carter* (Rare Book and Manuscript Library) を参照のこと。<sup>(B)</sup>  
また、ウイルバーとデイヴィス同様の考え方を抱いていた。それについては、*Letter of January 12, 1927 from Wilbur to Carter* (Rare Book and Manuscript Library) を参照されたい。

(2) *Letter of September 26, 1928 from Davis to Carter* (Rare Book and Manuscript Library).

(3) *Ibid.*

(4) *Ibid.*

(5) ウイルバーは、デイヴィス宛て書簡の中で、基本規約第三条第三項について、中央事務局は朝鮮問題で日本グループと、

- フィリピン問題でアメリカ本土グループと各々直接交渉を開始すべきであると述べている。本件については、*Letter of October 2, 1928 from Wilbur to Carter* (Rare Book and Manuscript Library) を参照(9)。
- (9) *Letter of December 18, 1928 from Davis to Wilbur* (Rare Book and Manuscript Library)。
- (7) ハワイ・グループをアメリカ本土グループの一支部とする際の経緯については、*Letter of February 5, 1929 from Carter to Davis* (Rare Book and Manuscript Library) を参照のこと。
- (8) 高木は、斎藤真・本間長世・岩永健吉郎他編『アメリカ精神を求めて——高木八尺の生涯』（一九八五年、東大出版）の中で、朝鮮代表権問題について次のように述べるにとどめている。（六一—六二（ハイシ））
- 斎藤 設立当初から、この組織は多国間の組織でございますか。
- 高木 そこで、極端に言えば、最初の年から京都のときまで、朝鮮を一つのグループとしてIPRのメンバーとしようという要求が強かったです。朝鮮自身から、京都のときもデレゲーションが来たりなんかしたのです。一九二五年の第一回にも、それにまた、すばらしいジョン（Philip Janson）、朝鮮名は徐載弼という、朝鮮人でアメリカに帰化した人がいるのですね。朝鮮の名士で、しかもアメリカの名前を持っているジョンのような人が、最初のころから、朝鮮という民族の代表をIPRのメンバーの一員に得たいという希望をあらわしていた。それが消えずに再燃していたわけです。
- 岩永 京都に来た朝鮮のデレゲーションというのはアメリカから来たわけでございますか。
- 高木 いや、朝鮮からだったと思います。われわれとしては一グループとして認めるわけにはいかないからと言って、表にあらわれないうちに帰ってもらったということがありました。
- (9) 高木と斎藤の発言については、*Letter of September 26, 1928 from Davis to Carter* (Rare Book and Manuscript Library) を参照(9)。
- (10) *Letter of September 17, 1929 from Davis to Hugh Gynn* (Rare Book and Manuscript Library)。なお、日本グループが中央理事会および中央事務局に対し直接朝鮮グループと交渉に入ることへの同意を与えた件については、一九二九年一月二日付京都府知事佐上信一発内務大臣安達謙蔵、外務大臣幣原喜重郎、指定庁府県長官、京畿道知事宛電信特秘第三六七二号「太平洋問題調査会ニ関スル件（第十報）」（外務省前掲記録、第三巻）参照。
- (11) 同右記録。また、IPR基本規約は、第一〇条において規約修正を定めているが、修正を求める権限は中央理事会構成グループにしか付与されていなかった。従って、地方グループの朝鮮グループは基本規約の修正を求めることができなかったの

である。基本規約第一〇条は、井上、前掲書、六七ページ参照のこと。

- (12) *Letter of October 19, 1929 from T. H. Yun, Helen K. Kim, Chin Woo Song, Kwan Soo Paik, U. K. Yu to the members of the Pacific Council, Nara, Japan* (Rare Book and Manuscript Library). 新渡戸稲造編『太平洋洋問題—一九二九年京都会議—』(一九三〇年、太平洋問題調査会) 四三—四四ページ。
- (13) *Letter of October 7, 1929 from Davis to Shotwell* (Rare Book and Manuscript Library).

#### 第四章 朝鮮グループの脱退

##### 1

朝鮮グループの現行基本規約受け入れ拒否という事態の中で、中央理事会と中央事務局が採りうる方策は、朝鮮グループの説得と同グループに対して紳士的態度で規約改定を検討する旨の約束を行うこと以外になかった。

一九二九年一〇月二八日から二週間<sup>(1)</sup>にわたって開催予定の第三回京都会議では、満州問題が中心議題となることが既に明らかであった。そのため、第三回京都会議の直前にウイルバー、ショットウエル、そしてIPR規約改正委員会委員長のグリーンらを含む英米の会員からなる一行が、それに一部日本の会員も参加して、満州を視察した。その後、彼らは京都へ向かう途次、京城に立寄った。目的は、グリーンが朝鮮グループと彼らの第三回京都会議への参加に関し懇談することであった。

懇談の席上、朝鮮グループは、現行の基本規約上彼らに付与されている地位を保持して第三回京都会議に参加するか否か戸惑っている旨を表明し、それに対して、グリーンを中心とする日英米の会員が好意的態度で現行の基本規約上の地位において朝鮮から京都へ代表を派遣するよう説得を試みた。

グリーンは、この懇談から得た一つの結論として、朝鮮グループが希望する基本規約改定の問題に対して近い将来に採られる中央理事会側の処置を受けて、朝鮮グループがIPR会員として留まるか否かは、彼ら自身の決定に委ねられねばならないと、デイヴィス同様の判断を下したのである。<sup>(2)</sup>

第三回京都会議の準備のため、一九二九年一〇月二三日から二六日までの四日間、奈良のホテルにて中央理事会が開催された。その第三日目の二五日、同理事会はグリーンによる朝鮮グループとの懇談の報告を受け、満場一致で次の決議を行った。<sup>(3)</sup>

「中央理事会は訪問せし三ヶ国代員に依つて朝鮮側に示されたる好意ある態度と忠告に賛成し、朝鮮側がこの三ヶ国代員の指示せる条件に従つて、大会に出席することを希望」し、即ち左記の電報を發することとなつた。

「中央理事会は、満場一致今回發送せし書状の如き決議をなし、朝鮮側が現在の規約上の地位を保持して大会に出席することを希望する。而して理事会に於て、草案中の規約修正につきては、提案の機会を与ふることを保証する……」

中央理事会が朝鮮グループに右の電報を送つた主たる理由は、「客月奈良ニ於テ準備会開催ノ際本問ヲ議シタル処朝鮮代表ヲ會議ニ招致シテ憲章改正要求ノ真意ヲ聴取シタル上決スルコト」<sup>(4)</sup> になつたことによるものである。

2

朝鮮グループは、第三回京都会議への不参加の方針を固めていたが、右の電報を受け取ると、基本規約改定要求の説明を行うことに目的を限り、「來賓」の資格で會議に参加することを決定した。それは、朝鮮グループが社会主義者と民族主義者のいわば連合戦線である新幹会の次のような動きに慎重に配慮した結果によるものと推察される。<sup>(5)</sup>

……在京城新幹会中央本部ニ於テハ七月二十四日中央常務執行委員會ニ於テ申與雨、金活蘭ニ對シ日本民族代表トシテ出席方通知アリタル趣ヲ聞知シ調査委員ヲ選定シ八月五日中央常務執行委員會ニ於テ調査委員ノ報告ヲ受理シ「太平洋問題調査研究会ハ帝國主義列強ノ操縦スル不純ナル団体ト認メ該大会ニ朝鮮人ノ出席ヲ反對ス今後同性質ノ団体ニ會員タル朝鮮人ニ一切脱会ヲ

報告スルコト各方面ニ決議文ヲ送付スルコト」ヲ決議シ氣勢ヲ上グル処アリタリ

こうして、白寛珠、朝鮮中央YMCA尹致昊、東亜日報社長宋鎮禹、金活蘭、兪億兼の五名は、一〇月三〇日京城発の列車にて京都へ向かうことになった。彼らの出発に際して、京城駅頭には、新幹会、YMCA、朝鮮学生科学研究会の会員、そして新聞記者などおよそ五〇名の見送りがあった。当初朝鮮グループの京都市行きに反対していた新幹会が見送りに来、「何等阻止的態度ニ出デズ寧ロ好感ヲ有セルガ如キハ裏面ニ或種ノ諒解アル如ク認メラル」と朝鮮総督府警務局長は伝えている。その諒解とは、朝鮮グループは基本規約改定の主張を行うこと、それだけに目的を限って第三回京都会議に参加し、主張すべきを主張し、それが容れられない場合には、速かにIPRから脱会するというものであったと推察される。

朝鮮グループ一行は、一〇月三十一日京都に到着した。十一月二日、宋鎮禹は記者会見に応じ、その中で、「我々の希望としては民族として出席出来るやう改めて貰ひたいといふだけで無論日本代表の幹部にも反対者はなからうと信じてゐます。かつ又会の内部問題で何等政治的の理由もありませんのでこの点も誤り伝へられぬやう我々の立場を明らかにしたいものと願つてをります」と、慎重な発言を行っている。<sup>(7)</sup>

朝鮮グループ一行は、同じく十一月二日に斉藤を訪ね、朝鮮人も独立の代表として出席できるように基本規約を改定してほしい旨を力説した。それに対して、斉藤は日本グループの意向を説明したが、朝鮮グループは満足できず、同グループの基本規約改定要求を考慮してくれるよう求めた。<sup>(8)</sup> さらに十一月四日、第三回京都会議会場において、日本グループの新渡戸稲造、松岡洋右、埴原正直、阪谷芳郎、斉藤らに対し、二日前斉藤に求めたのと同様の要求を行っている。しかし、日本グループは、既に斉藤が日本側の意向を説明しており、また同じく四日に本件検討のための第五回中央理事会が開催される予定であったことから、何らの回答も与えようとしなかった。<sup>(10)</sup>



奈良に引き続いて開催された第五回中央理事会は、中国グループ代表余日章の司会のもとに朝鮮代表権問題、換言すれば基本規約改定問題の検討を行った。まず、規約改定委員長のグリーンが朝鮮グループの基本規約改定要求に依るべく、基本規約第三条第二項でいう国内理事会のカテゴリの一つとして人種的団体を含めるべきであるとの見解を表明した。<sup>(11)</sup> グリーンの見解に対しては、これを支持すべく、第三回京都会議議長長の重責を担い、かつ従来から朝鮮に対して同情的な新渡戸が中央理事会に朝鮮グループを加えるべきであると発言したことが注目に価する。<sup>(12)</sup>

この段階で、来賓として第三回京都会議に参加した朝鮮グループからその陳述を傾聴し、その上で改定案に対する採決を行うため、中央理事会の席に尹致昊と金活蘭の二名を招いた。本席上、尹致昊と金活蘭の両名は、朝鮮グループの立場について既に紹介した中央理事会に五名連記で提出したメモランダムの中に示されているのと同じ趣旨の説明を試み、基本規約改定の要求を行った。それに対して、新渡戸が再び賛意を表明している。<sup>(13)</sup> また、ライオネル・カーティス (Lionel Curtis) による朝鮮グループの主要な関心とは何かの質問に対しては、尹致昊から、朝鮮グループは「最初より中央理事会に代表的理事を派遣する希望はなかった。ただ調査会に於て一独立構成分子であることを認められ得る規約の条項に従って、調査会に加入したき希望である」<sup>(14)</sup> との陳述が行われ、本発言を最後に朝鮮グループは中央理事会から退席した。

右の朝鮮グループの陳述に対して、ショットウエルから「今回の大会に出席の途次朝鮮側と懇談し、極力彼等が文化問題及調査会の研究題目に関して協力し、かかる方面から調査会加入に満足な条件を見出さんことを勧説した」<sup>(15)</sup> ことが報告された。ショットウエルの右見解は、ややもすると基本規約の改定に重点を置きすぎて、IPR本来の目的を見失いがちな朝鮮グループに与えるにふさわしい忠告であったといえよう。引き続き、日本グループの阪谷から「過去数年間内鮮人間に多数の結婚があり、朝鮮人を一異人種として見ることに至難なる旨」<sup>(16)</sup> の乱暴な発言も行われた。

最後に、新渡戸、グリーンの動議により、アメリカ・グループのグリーン、カーチス、オーストラリア・グループのホン・F・W・イーグルトン（Hon. F. W. Eggleston）、日本グループの新渡戸の四名に対し、朝鮮グループの基本規約改定要求問題を検討するよう要請し、第五回中央理事会は閉幕した。<sup>(17)</sup>

右の要請を受けた四名の会員は、一月九日の第三回京都會議中最後の中央理事会に間に合わせるべく、取急ぎ朝鮮グループ提出の基本規約改定案に検討を加えた結果、基本規約第三条第三項に「有資格国内ニ存スル異レル人種的又ハ地域的諸団体ノ完全ナル自己表現ヲ奨励スル為メ中央理事会及ビ事務局ハ右国家ノ国内理事会ノ同意ヲ得テ諸會議ニ於ル其代表及ビ参加準備ノ為右諸団体ト直接ニ交渉ヲ為スコトヲ得」<sup>(18)</sup>とあるところを、「本会ノ諸會議ニ於テ国内理事会ヲ有スル一国内又ハソノ統治下ニアル異レル人種的又ハ地域的諸団体ノ代表ヲ奨励スル為中央事務局ハ中央理事会全員ノ賛同ニヨリ諸會議ニ於ケル其代表及ヒ参加準備ノ為右諸団体ト直接ニ交渉ヲ為スコトヲ得」<sup>(19)</sup>と改定することとしたのである。<sup>(20)</sup>

本改定は、I P Rにしてみれば、本来基本規約改定の要求を行えない朝鮮グループの意を汲み、基本規約を国内理事会の同意を必要ないものと改め、同グループに対して誠意ある態度を示したものといえる。だが、同時にこの改定は、新たに中央理事会の満場一致の原則を採用することによって、実質上日本グループに拒否権を与えるものでもあった。従って、今回の改定は、朝鮮グループの立場からは、I P Rが彼らの期待に応えたと評価することができなかった。それ故、一九三一年一月二日から開催された第四回上海會議の場合には、中央理事会に対して基本規約第三条第三項に基づいて朝鮮グループを特別扱いとしてほしい旨の請願を提出するにとどめたのである。

しかしながら、中央理事会の席上において、日本グループが右の請願に対して異議を唱えたため、満場一致を得られなかった。換言すれば、同理事会において朝鮮グループの請願は受け入れられなかったのである。そのために、朝鮮グループは代表の派遣を見送り、それ以降、同グループがI P R會議に代表を派遣することはなかった。<sup>(21)</sup>朝鮮グル

ープがIPR会議への参加を断念した時の心境については、一九三一年一月一日付『東亜日報』社説「太平洋問題研究会ニ寄ス——自ら墓穴ヲ掘ル勿レ」(外務省尾田通訳官訳)が十分にそれを示している。

太平洋問題研究会ノ第四次大会ヲ前ニシ同会ノ幹部ハ十二日上海ニ於テ理事会ヲ開キ朝鮮支部ノ出席問題ヲ討議シタル結果之ヲ拒絶スルコトニ決定……此ノ如キ行動ハ太平洋問題研究会ヲ偏見ト國際的虚飾ヲ離レ最モ虚心坦懐的立場ニ於テ会合スル民間機關ト認定セシ其期待ニ余リニ遠ク隔リシモノナルト同時ニ同会自体カ声明セル其目的ト其宗旨即チ「個人ノ資格ニテ關係諸国民ノ福祉ヲ増進セシメル為」協同スト云ヒ又ハ「國際的重要義アル各般ノ事実ヲ蒐集開明」スト云フ夫レヨリ遠ク隔リアルハ大ニ遺憾ナリト考フ

今日ニ至リ彼等ハ遂ニ朝鮮会員ノ出席ヲ拒絶シタルカ既ニ彼等ニ對シテ起レル攻撃ノ声ニ對シ弁明ノ余地ナキナリ知ラス此攻撃ノ鋭鋒ハ今年ノ開催地タル中国方面ニ於テ一層甚シ此ノ如キ態度ハ実ニ彼等ニ在リテ自ら自己ノ墓穴ヲ掘ルモノニシテ仮令今回ノ會議カ開催セラルトスルモ此ノ如キ精神ニテハ円満ナル結果ヲ得ル能ハサルハ明カナルコト火ヲ觀ルカ如シ寧ロ自ら進ンテ解体スルヲ最モ賢明ナリトス

- (1) 第三回京都會議における滿州問題討議については、片桐庸夫「太平洋問題調査会 (IPR) と滿州問題——第三回京都會議を中心として」『法学研究』第五二卷九号を参照されたい。
- (2) 新渡戸、前掲書、四五ページ参照。
- (3) 同右書、四五—四六ページ。なお、本件に「RELATION OF KOREAN GROUP TO I. P. R., Kyoto Conference 1929, From Pacific Council Minutes 10/25/29 (Rare Book and Manuscript Library) 参照」あり。
- (4) 前掲一九二九年一月二日付佐上発電信特秘第二六七二号。
- (5) 前掲一九二九年一月八日付朝鮮総督府警務局長発電信朝保秘第一九七一号。
- (6) 同右電信。
- (7) 一九二九年一月三日付『大阪毎日新聞』。

- (8) 一九二九年一月二日付朝鮮総督府警務局長発拓務省朝鮮部長、外務省アジア局長、内務省警保局長、関東庁警務局長、警視總監他宛電信朝保秘第二一〇三号「太平洋会議ト朝鮮代表問題ニ関スル件」(外務省前掲記録、第四卷) 参照。
- (9) 主会場は、都ホテルであった。
- (10) 前掲一九二九年一月二日付朝鮮総督府警務局長発電信朝保秘第二一〇三号参照。
- (11) "IV. PROPOSED AMENDMENT OF ARTICLE III, SECTION" From Pacific Council Minutes 11/4/29 (Rare Book and Manuscript Library).
- (12) 新渡戸は、朝鮮人に対して強い親近感と好意を抱く人物であった。そのことは、次の新渡戸の言葉に示されている。  
 「私は、自分自身を最良かつ真正正銘の朝鮮人の友人の一人に数えている。私は、キャプテン・ポストウイック (Captain Postwick)、『アナホルド・リトル (Aehald Little)』、『ジョージ・ケナン (George Kennan)』、『ラッド教授』、『その他の朝鮮人の性格についての著者によって示されているような好意的でない見解には同意しない。』  
 右の言葉に示される新渡戸の朝鮮人に対する態度は、「小さき者・弱き者への愛」(佐藤全弘『新渡戸稲造の信仰と理想』(一九八五年、教文社)三三頁)を重んじる彼にちやわしく、また彼にとっては自然な態度であったと考えられる。新渡戸の言葉は、George M. Oshiro "INTERNATIONALIST IN PREWAR JAPAN: NITTOBE INAZO, 1862-1933" A THESIS SUBMITTED IN PARTIAL FULFILMENT OF THE REQUIREMENTS FOR THE DEGREE OF DOCTOR OF PHILOSOPHY IN THE FACULTY OF GRADUATE STUDIES, Asian Studies Department, THE UNIVERSITY OF BRITISH COLUMBIA, July 1985, p. 157 より引用。
- (13) 前掲一九二九年一月二日付朝鮮総督府警務局長発電信朝保秘第二一〇三号参照。
- (14) 新渡戸、前掲書、四八一四九頁。"IV. PROPOSED AMENDMENT OF ARTICLE III, SECTION" From Pacific Council Minutes 11/4/29 (Rare Book and Manuscript Library).
- (15) 同右書、四九六頁。Ibid.
- (16) 同右。Ibid.
- (17) 前掲一九二九年一月二日付朝鮮総督府警務局長発電信朝保秘第二一〇三号参照。なお、第五回中央理事会全般に関しては、一九二九年一月九日付京都府知事佐上信一発内務大臣安達謙蔵、外務大臣幣原喜重郎、指定庁府県長官、京畿道知事宛電信特秘第三八三三二号「太平洋問題調査会ニ関スル件(第十七報)」を参照のこと。

(18) 新渡戸、前掲書、七〇ページ。

(19) 同右。

(20) 一九二九年一月九日付「東京朝日新聞」は、本修正について、「人種団体」を「自治国家」の後に追加することは不可能であると決定されたが、人種の団体の代表選出に関する条項に改正を加え結局日本側の同意があれば参加することができる。述べている。しかし、それはあくまでも日本の立場に立った見解である。本修正が正式決定をみたのは、一九三一年一月三日の中央理事会においてのことである。本件に関しては、那須皓編「上海に於ける太平洋会議」(一九三二年、太平洋問題調査会)、三六ページ参照のこと。修正された基本規約は「*Problems of the Pacific, 1931: Proceedings of the Fourth Conference of the Institute of Pacific Relations, Hankow and Shanghai, China, October 21 - November 2 (Chicago: University of Chicago Press, 1932), pp. 517-520*」を参照された。

ところで、朝鮮グループは一九二九年一月一〇日京城に戻り、一日には、各新聞記者、思想団体幹部などを招き、第三回京都會議の報告を行った。その趣旨は、樂觀的立場のもので、基本規約は二カ月以内に改定され、次回會議には独立代表として参加できようというものであった。

また、朝鮮グループが第三回京都會議に出席することに当初より反対していた新幹会は、一月五日(一日の誤りと思われる。筆者註)に中央常務執行委員会を開き、朝鮮グループが京都において憲章改定要求の理由説明を行ったのみで、それ以上のは行っていないことを認め、朝鮮グループに対する反対運動などは保留することを決定した。

朝鮮グループの帰城後の報告、および新幹会の件については、前掲一九二九年一月二日付朝鮮総督府警務局長発電信朝保秘第二一〇三号を参照のこと。

(21) 那須編、前掲書、三六ページ参照。なお、第二次世界大戦後の一九四七年、極東の經濟再建を主たる議題としてイギリスで開催された第一〇回會議には朝鮮からオブザーバーが参加している。

## 結 論

IPRにおける朝鮮代表権問題は、誕生したばかりのIPRにとっては、ウイルバーが適確に評したように、「喉

元にさざった骨」であり、IPRの理念と現実とのかわり方が問われた最初の試練であった。

一九二五年七月の第一回ハワイ会議開催の時点においては、未だIPRの恒久化も正式に決定されておらず、會員の資格も定かではなかった。そうした未知数の状況の中で、朝鮮グループは独立団体として第一回ハワイ会議に参加することができた。日本グループは、朝鮮グループがIPRという国際的な場を利用し、独立要求や日本の朝鮮統治批判を行うのではないかとの懸念を抱いていた。この懸念は、一日本グループ會員の誤った情報によってさらに増幅されたのである。同時に、朝鮮代表権問題は、日本グループだけの問題ではなく、IPRの存立基盤を脅かしかねない問題でもあった。すなわち、IPRが誕生早々に政治の具と化する懸念をも抱かせる問題でもあった。

そうした理由から、第一回ハワイ会議開催前の空気は、いきおい緊迫したものとならざるをえなかった。だが、周囲の懸念をよそに、第一回ハワイ会議中の朝鮮グループの態度は自制的、かつ威厳にみちたもので、党派的発言を行って冒頭からIPRを危機に陥れるようなことはなかった。同様に、日本グループの態度も、冷静さを失うことがなかった。従って、両グループ間の応酬は、事実関係を党派的に提出し、それを基礎に討議することの無益さをIPR全体に示したとの評価を得たほどで、IPRの理念を一部実現したものであった。

このように、当初の周囲の懸念は、次第に払拭されつつあった。だが、会期も半ばを消化した段階で新たな問題が生じることになったのである。それは、IPRの恒久化問題を検討するための永続的組織委員会の構成メンバーの中に朝鮮グループの代表が含まれる予定になかったことに起因していた。

朝鮮グループは、本問題に関して、自分達は最初からのIPR構成メンバーであることを根拠に、IPRのすべての活動に参加する権利を有するとの主張を行ったが、本問題を通じて、朝鮮グループが基本的に独立国のグループと同等の地位や取扱いを求めるといふ、その後、同グループに一貫してみられる姿勢の一端をうかがい知ることができるのである。

第一回ハワイ会議終了後、IPRの恒久化をはかるための組織化作業が進められた。その中で最も重要なIPRの基本規約は、第二回ハワイ会議の最終日である一九二七年七月二十九日の中央理事会席上において全会一致で承認され、正式に制定された。それによって、朝鮮代表権問題は、新たな段階へと移行することになったのである。その理由は、本規約の制定によって、朝鮮グループの地位が確定したことによる。具体的には、朝鮮グループの意に反して、会員資格に国家単位が採用され、基本規約第三条第三項において、同グループがIPRの会議に参加する場合には事前に日本グループの同意を要件とすることが規定されたことによる。その背景には、日本グループからの強い要請がIPRになされ、それをIPRが考慮に入れた結果によるものと推察される。

右の基本規約に対して、朝鮮グループは受け入れ拒否の姿勢を貫き、あくまで基本規約の改定を要求した。この事態を打開すべく、デイヴィスは、現行基本規約の枠の範囲内で朝鮮代表権問題解決の方途を模索した結果、基本規約第三条第三項を文字通に解釈する姿勢を打ち出した。つまり、朝鮮グループがIPR会議に参加する場合には日本グループの同意が必要と理解されていたとは異なり、中央理事会と中央事務局は、事前に日本グループの同意を得た上で、IPR会議への参加問題について朝鮮グループと直接交渉に入れると考え直そうとした。そして、それに基づいて、アメリカ本土グループとフィリピン・グループとの間に新しい解釈に基づいた関係を作る、次に、そうした既成事実を前例として日本グループに提示し、朝鮮代表権問題の解決をはかるというシナリオを描いたのである。

デイヴィスは、中央理事会と中央事務局が態度不統一の日本グループから朝鮮グループと直接交渉に入るための同意を得るところまでは自らのシナリオを進めることができた。この段階に至った結果、さらにシナリオを進め、その目的を達成できるか否かは、朝鮮グループの態度一つにかかることになったのである。

朝鮮グループは、一九二九年一〇月一九日付の中央理事会宛て書簡において、デイヴィスのシナリオを拒否し、あくまでも基本規約の修正を求めるとともに、IPRが大国の意向に支配される第二の国際連盟とならないようにとの

希望を表明した。それは、朝鮮グループが事前に日本グループの同意を得た上でIPRの会議に出席することも、また中央理事会や中央事務局が日本の同意を得た上で朝鮮グループと直接交渉に入ることをも拒否したこと、換言すれば、いずれの形式にせよ同意を要件とする現行の基本規約の受け入れ、それ自体の拒否を意味するものであった。

一九二九年一〇月の第三回京都會議の直前、ウイルバー、ショットウェル、グリーンらのIPRの主要メンバーを含む英米日の一部会員は、京城に立寄り、朝鮮グループに対して現行の基本規約上彼らに付与されている地位を保持し、第三回京都會議に参加するよう説得を試みた。だが、それまでの朝鮮グループの態度からして、この説得が実を結ぶことは困難なことであった。

第三回京都會議に備えるため、一九二九年一〇月二三日からの四日間奈良において中央理事会が開かれたが、その席上、グリーンンの報告を受けた中央理事会は、朝鮮グループに対し基本規約の改定要求を行う機会を与えることと引き換えに、現行基本規約上の地位を保持して第三回京都會議に参加するよう求めた。それに対して、朝鮮グループは国内の独立運動勢力への配慮もあって、基本規約の改定要求を唯一の目的とし、来賓の資格で入洛することにしたのである。

IPRとしては、朝鮮グループの要求に少しでも応え、かつ誠意を示す意味においても、基本規約第三条第三項中の国内理事会の同意要件を削除し、新たに中央理事会の全会一致の原則を採用することとした。しかし、朝鮮グループにとっては、右の全会一致の原則は自分達のIPRの会議への参加に関して、日本グループに拒否権を与えるも当然であった。そうした意味から、本改定を受け入れることができず、京都を去ることに決したのである。

このように、朝鮮グループは、基本規約の受け入れを拒否し、その改定を求める姿勢を貫いた。しかし、ショットウェルも京城にて述べているように、朝鮮グループは、その地位の問題にあまりに目を向けすぎていたことは否定できない。朝鮮グループとしては、IPRが理念や目的として掲げた太平洋地域の抱える諸問題の科学的客観的研究



などの活動に積極的に参加して信頼を高めつつ、次第に同グループの満足できる地位を得られるよう地道な努力を積み重ねていくの方がはるかに賢明であったと思われる。その理由は、かたくなに基本規約の改定を要求し、それが受け入れられないことが明らかになると、IPRへの不参加の態度をとったところで、地位や信頼の向上といった同グループにとつての積極的効果を期待できる状況になかったからである。

他方、IPRにしても、民間団体で、科学的客観的態度を重視するのであれば、地方グループから第二の国際連盟との批判を受けることのないように国家の壁を薄くすることや、主要国のグループによって各委員会の構成員を独占しているとの不満を抱かれないように各委員会の構成員の割振等を慎重に考慮すること、そして基本規約の改定を進めるなど、一層の民主化をはかるといった姿勢が必要であった。それらは、後にIPRがアジア・太平洋地域に会員数を増やしていく際にも求められる姿勢であったと思われる。また、それらがなされていれば、IPRの一大特色である科学的客観的態度を会員の間に一層徹底かつ高めることができ、それらを通じてIPRの活動をより理念に忠実なものにすることが可能であったように思われる。

もちろん、IPRが民間の国際主義団体といえども、アジア・太平洋地域の国際関係や各々の属する国家の政策などによって大きな影響や制約を受けることは避けがたい現実の一面であった。だが、IPRが朝鮮代表権問題の解決を志向する間に、右のような点への配慮がなされていたならば、IPRは、少なくとも太平洋戦争勃発の直前まで、科学的客観的態度を維持しえたと思われる。

〔後記〕 本稿は、一九八五年一〇月一九日、金沢大学を会場に開かれた日本国際政治学会秋季大会自由報告部会における報告をもとに執筆したものである。